

長浜市病院事業経営支援等業務 公募型プロポーザル実施要領

【 令和 7 年 2 月 2 8 日 改訂 】

1. 目的

本要領は、「長浜市病院事業経営支援等業務」に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

2. 業務概要

(1) 業務名

長浜市病院事業経営支援等業務

(2) 業務内容

長浜市病院事業（市立長浜病院及び長浜市立湖北病院）における費用削減策及び増収策の検討・伴走型実行支援などにより、喫緊の課題である収支改善の実現と、抜本的改革による安定的な経営基盤の再構築を図る（詳細は別紙仕様書のとおり）。

(3) 業務期間

契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

3. 見積上限額

見積額の上限は、21,200,000 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）とする。
この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

4. 実施形式 公募型

5. スケジュール

公募開始	令和7年2月28日(金)
質疑受付締切	令和7年3月 7日(金) 正午まで（必着）
質疑に対する回答（ホームページ）	令和7年3月11日(火)（予定）
参加申込書等の提出期限	令和7年3月14日(金) 午後 5 時まで（必着）
参加資格審査の結果通知	令和7年3月17日(月)（予定）
企画提案書等の提出期限	令和7年3月24日(月) 午後 5 時まで（必着）
ヒアリング審査（又は書面審査）	令和7年3月26日(水)（予定）

6. 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しない

者であること。

- (2) 参加申請をする時点において市税、県税又は国税に滞納がない者であること。
- (3) 長浜市入札参加停止基準要綱（平成24年長浜市告示第213号）に基づく入札参加停止措置を現に受けていない、又は、提案時において長浜市入札参加停止基準要綱の別表第1及び別表第2の各号に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 令和2年4月1日以降において、200床以上の病院の経営改善支援業務に従事した経験を有すること（業務実績については、現在履行中のものも可とする。）。

7. 質疑・応答

(1) 提出方法

質問書（様式5）により、電子メールにて提出すること。

※ メールの件名には、「【プロボ質問書：〇〇〇】」（〇〇〇には事業者名）と記載すること。

※ 必ず電話等で電子メールを送信した旨を伝え、担当課において受信したことを確認すること。

※ 電話又は口頭による質問は受け付けない。

(2) 提出期限

令和7年3月7日（金）正午まで（必着）

(3) 提出先

長浜市病院事業（市立長浜病院事務局経営企画課経営企画係）

E-Mail keieikikaku@nagahama-hp.jp

(4) 回答方法

令和7年3月11日以降に全ての質問と回答を市立長浜病院及び長浜市立湖北病院ホームページにて公表する。

8. 参加申込の手続き

(1) 提出書類

プロポーザルへの参加を希望する事業者は、本実施要領、仕様書及び長浜市契約規則等の各規定を理解したうえで、次の書類を提出すること。

ア 参加申込書（様式1）

イ 事業者概要書（様式2）

ウ 業務実績書（様式3-1及び様式3-2）

エ 上記「ウ」に記載された業務実績書における契約書の写し（業務名称、契約期間、契約関係者の氏名、押印等が確認できる箇所のみで可。契約金額の公開は必須とし

ない。)

オ 登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）

※発行日は提出日前3か月以内のものとする。（写し可）

カ 国税（法人税、消費税及び地方消費税）、県税（すべての都道府県民税）、市税（すべての市町村民税）に未納がないことの証明書

※国税：納税証明書「その3」又は「その3の3」〔法人用〕

※県税：県税に未納がないことの証明書

※市税：完納証明書（納期到来分について未納のない証明書（市税すべて））

※発行日はすべて提出日前3か月以内のものとする。（写し可）

キ 誓約書（様式6）

(2) 提出期限

令和7年3月14日（金）午後5時まで（必着）

(3) 提出方法

上記「ア」から「キ」までの全ての書類を添付のうえ、電子メールにて提出すること。

※ メールの件名には、「【プロポ参加申込：〇〇〇】」（〇〇〇には事業者名）と記載すること。

※ 必ず電話で電子メールを送信した旨を伝え、担当課において受信したことを確認すること。

(4) 提出先

長浜市病院事業（市立長浜病院事務局経営企画課経営企画係）

E-Mail keieikikaku@nagahama-hp.jp

(5) 参加資格審査結果の通知

(1)について審査のうえ、令和7年3月17日（月）以降、プロポーザルの参加資格審査結果（参加資格の有無）について個別に通知する。

9. 企画提案書の提出手続き

(1) 提出書類

上記8(5)において参加資格を有することが認められた者は、本実施要領、仕様書及び長浜市契約規則等の各規定を理解したうえで、次の書類を提出すること。

また、次の書類「ア」から「ウ」については、提案提出者を特定することができる内容の記述（具体的な会社名、ロゴ等）は記載しないこと。なお、用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

ア 企画提案書（任意様式）

イ 業務実施体制表（任意様式）

本業務を実施する場合の業務体制、現場への直接的な支援体制、業務実施上の配慮事項、特に重視する事項等について記載すること。この場合、担当者の経歴を明記すること。

ウ 業務実施スケジュール表（任意様式）

契約締結後からのスケジュールを記載すること。

エ 見積書（任意様式）

期間全体の総額（税込）及び積算内訳を記載すること。

(2) 提出期限

令和7年3月24日（月）午後5時まで（必着）

(3) 提出方法

上記「ア」から「エ」までの全ての書類を添付のうえ、電子メールにて提出すること。

※ メールの件名には、「【プロポ企画提案書：〇〇〇】」（〇〇〇には事業者名）と記載すること。

※ 必ず電話で電子メールを送信した旨を伝え、担当課において受信したことを確認すること。

(4) 提出先

長浜市病院事業（市立長浜病院事務局経営企画課経営企画係）

E-Mail keieikikaku@nagahama-hp.jp

10. 企画提案書等の作成方法

(1) 提案を求める項目

① 提案の基本方針について

仕様書の記載内容を理解したうえで、本業務における基本的な考え方を明確に記載すること。

② 長浜市病院事業の課題把握について

長浜市病院事業の現状や地域性を理解し、データを活用した実態把握により抽出した課題点を踏まえ、的確な提案を記載すること。

③ 具体性・実現可能性について

長浜市病院事業の経営支援の内容は、具体的かつ実現可能な提案を記載すること。

本業務終了後も、長浜市病院事業が自走しながら継続的に経営改善に取り組むための工夫や実施内容について、具体的に記載すること。

④ その他特筆すべき事項について

上記以外で、独自の提案（仕様を上回る提案等）等について記載すること。

(2) 企画提案書作成にあたっての留意事項

① 上記「(1)提案を求める項目」の項目順に記載すること。

② 企画提案書は、A4版縦、横書き、文字フォント10.5ポイント以上、左綴じを基本とし、片面換算で14ページ以内（表紙、目次を除く）とする。ただし、必要に応じてA4版横でも差支えないこととする。

③ 提出期限後の再提出及び差し替えは認めない。

(3) 見積書作成にあたっての留意事項

① 本業務の費用については、候補者選定後に候補者と業務の詳細を協議し、その後に最終契約価格を決定し、委託契約を締結することとする。

② 費用の支払方法は、業務履行を確認した後に一括して支払うものとする。

(4) 企画提案に係るプレゼンテーション

令和7年3月26日（水）に提案内容についてのプレゼンテーションを行う。

（詳細な時間・場所は、別途個別に通知する。）

なお、プレゼンテーションの実施については、次の点に留意すること。

- ① プレゼンテーションは、「9. 企画提案書の提出手続き (1) 提出書類 ア、イ、ウ」により行うこと。
- ② プレゼンテーションに要する機材は参加者にて全て準備するものとするが、プロジェクター（HDMI端子による接続）及びスクリーンについては長浜市病院事業で準備する。
- ③ プレゼンテーションは、1者あたり3名までの参加とする。ただし、配置予定担当者が同席すること。
- ④ プレゼンテーションは、1者あたり30分（提案説明15分及び質疑応答15分）を予定する。

11. 審査方法

本要領及び仕様書等に基づき提出された企画提案書等について、長浜市病院事業経営支援等業務プロポーザル選定委員会が審査する。

提案書の書類審査のほか、提案者へのヒアリング（プレゼンテーションを含む。感染症の拡大状況によっては、オンライン会議形式を採用する場合がある。）を実施し、選定委員会において最も優れた提案者1者を本業務の受託候補者として、受託候補者に準ずる提案者1者を次点者として選定する。

審査は原則として非公開とする。

(1) 選定方法

本業務の受託者の選定にあたっては、長浜市病院事業経営支援等業務プロポーザル選定委員会にて、下記「◆審査項目」により審査し、総合評価点の合計点が高い順に候補者及び次点者を決定する。

なお、事業費評価（25点）を除く75点の6割にあたる45点を最低基準点とし、各委員の事業費評価を除いた点数の平均が最低基準点に満たない場合は、候補者及び次点者として選定しない。

同点の場合は、次の方法により順位を決定する。

- ① 提案書評価の得点が高い者を上位とする。
- ② ①が同点の場合は、技術力評価の得点が高い者を上位とする。
- ③ ②が同点の場合は、事業費評価の得点が高い者を上位とする。
- ④ ③が同点の場合は、再度各委員から意見を聴き、順位を決定する。

提案者が1者のみであっても本プロポーザルは成立するものとする。

選定結果は、令和7年3月下旬に個別に連絡する。なお、選定経過及び選定結果の詳細に関しては回答しない。

◆審査項目

評価項目	評価の視点		配点
提案事業者 評価	同種業務の実績	・従業員数等、適切な体制確保が可能か ・200床以上の病院の経営支援等業務における従事実績、改善実績を有するか	10
技術力評価	配置予定担当者の能力	・担当者は、本業務に必要な実績や知識などを有するか ・担当者は、現場へ迅速かつ適切にアプローチできる力量を有するか	20
	業務の実施方針とスケジュール	・履行期間内で業務遂行が可能な業務計画か ・業務管理の体制及びスケジュールは適しているか	
提案書評価	基本方針	・仕様書記載事項と整合しているか ・仕様を上回る提案があるか ・特筆すべき点を的確に記載しているか	45
	市病院事業の課題把握	・市病院事業や地域の実態を把握しているか ・実態把握にデータ活用しているか ・課題点を踏まえた的確な提案か	
	具体性・実現可能性	・具体的な提案か ・実現可能な提案か ・踏み込んだ伴走支援の提案があるか	
事業費評価	履行に必要な費用	見積上限額の範囲内で、提案内容に対して優れた価格か	25
合 計			100

(2) 委託契約の締結

上記(1)により選定した候補者と契約条件（諸条件、金額等）の協議を行い、協議が整えば委託契約を締結する。

ただし、次のいずれかに該当し、候補者と契約が締結できない場合には、次点者と契約交渉を行うものとする。

- ① 候補者が審査後に本要領に定める参加資格条件を満たすことができなくなった場合
- ② 候補者と契約交渉が成立しない場合
- ③ その他の理由により候補者と契約の締結が不可能となった場合

(3) 失格となる場合

審査の結果、次に該当する場合は選定委員会による評価の対象外とし、失格とする。

- ① 仕様書に掲げる要件を満たしていない場合
- ② 提案する費用が、提案上限額を超えている場合
- ③ 提案を求めた項目に対して、提案内容が示されていない場合

- ④ 「６．参加資格要件」で定める資格を満たさない事業者の場合
- ⑤ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ⑥ 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- ⑦ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- ⑧ プレゼンテーションにおいて、正当な理由なく欠席した場合
- ⑨ 選定委員、本業務に従事する長浜市病院事業職員及び長浜市病院事業関係者に対して所定の方法（質問書による質問）以外で、提案にかかる不正な接触が認められた場合

1 2．審査結果

- (1) 通知方法 ヒアリング審査を受けた全ての申請者に文書にて通知する。
- (2) 通知時期 令和7年3月下旬
- (3) 選定結果については、選定事業者名とその評価点、参加事業者名を記載の上、市立長浜病院及び長浜市立湖北病院ホームページにて公表する。

1 3．提出書類の取扱い

- (1) 提出された全ての書類は、返却しない。
- (2) 提出後の差し替え及び追加・削除は認めない。
- (3) 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- (4) 長浜市病院事業が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがある。
- (5) 企画提案書の提出は1者につき1案とする。

1 4．情報公開及び提供

長浜市病院事業は、提案者から提出された企画提案書等について、長浜市情報公開条例（平成18年長浜市条例第17号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響がでるおそれがある情報については決定後の開示とする。

1 5．その他

- (1) 言語及び通貨単位
 手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 費用負担
 書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て提出者の負担とする。
 緊急やむを得ない理由等により、本公募型プロポーザルを実施することができないと認

めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において本公募型プロポーザル方式に要した費用を長浜市病院事業に請求することはできない。

(3) 参加辞退の場合

表明書の提出後又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに辞退届（様式４）を担当課あてに提出すること。

(4) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ 説明会又はヒアリングを開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合

カ 見積上限額が設定された場合に、見積書の金額が見積上限額を超過したとき

キ 提案審査において最低基準点が設定された場合に、その最低基準点を評価点が下回ったとき

(5) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。

ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、長浜市病院事業が必要と認める場合には、長浜市病院事業は、受託先にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(6) 申請者は、公募型プロポーザル方式の実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

16. 問い合わせ先

長浜市病院事業（市立長浜病院事務局経営企画課経営企画係）

〒526-8580 滋賀県長浜市大成亥町313番地 市立長浜病院2階

電話 0749-68-2300（代表）

E-Mail keieikikaku@nagahama-hp.jp